

## 藤沢市教育委員会定例会（3月）会議録

日 時 2010年3月22日（月）午後4時  
場 所 藤沢市役所新館7階 第3会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
  - (1) 議案第34号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
  - (2) 議案第35号 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について
  - (3) 議案第36号 藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について
  - (4) 議案第37号 藤沢市学校施設使用規則の一部改正について
  - (5) 議案第38号 藤沢市奨学生選考委員会規則の廃止について
  - (6) 議案第39号 藤沢市図書館に関する規則の一部改正について
  - (7) 議案第40号 教育財産の用途廃止について（本町小学校）
  - (8) 議案第41号 公立図書館資料の広域利用実施協定の締結について
  - (9) 議案第42号 教育委員会事務局職員の人事異動について
- 5 その他
  - (1) スポーツ施設・美術館等公共施設の相互利用の拡充について
  - (2) 八ヶ岳野外体験教室の広域利用について
  - (3) 次世代育成支援特定事業主行動計画 後期行動計画  
「すこやか子育て支援プラン～職員みんなで支える育児～」(案)について
  - (4) 第1回藤沢音楽祭について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 佐々木 柿 己  
2 番 鈴 木 紳一郎  
3 番 澁 谷 晴 子  
4 番 小 澤 一 成  
5 番 藤 崎 育 子

出席事務局職員

教育総務部長	田 中 一 次	生涯学習部長	青 柳 茂
教育総務部担当部長	村 岡 泰 孝	生涯学習部担当部長	須 藤 公 夫
教育総務部参事	茂 木 利 夫	生涯学習部参事	熊 谷 正 明
教育総務部参事	吉 田 早 苗	総合市民図書館長	古 谷 一 幸
教育総務部参事	佐 川 悟	生涯学習部参事	宮 澤 光 明
教育総務部参事	酒 井 一 二	学務保健課長	吉 田 正 彦
教育指導課主幹	上 條 茂	総合市民図書館主幹	内 藤 彰
教育指導課指導主事	笹 原 信 吾	生涯学習課課長補佐	斎 藤 隆 久
書 記	秋 山 曜	書 記	中 山 裕 子

午後4時00分 開会

澁谷委員長

ただいまから藤沢市教育委員会3月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

澁谷委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、4番・小澤委員、5番・藤崎委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

澁谷委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、4番・小澤委員、5番・藤崎委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

澁谷委員長

次に、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

澁谷委員長

それでは、このとおりに承することに決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

澁谷委員長

議事に入ります前に、議案第42号教育委員会事務局職員の人事異動については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書により非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

澁谷委員長

ご異議がありませんので、議案第42号教育委員会事務局職員の人事異動については、後ほど、非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

澁谷委員長

これより議事に入ります。

議案第34号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

茂木教育総務部参事

議案第34号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、ご説明いたします。(議案書参照)

提案理由、この規則を提出したのは、地域分権を推進するための事務事業、これは本庁で行っていた事務を市民センター、公民館に移譲するものですが、それに伴います事業名称の決定、3出資法人の統合に伴い、藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正を行う必要によるものです。

6ページの新旧対照表の下線部分が変更点となります。第3条第3項として「事務局は、地域主体のまちづくりを推進するため、市民センター並

びに藤沢公民館及び村岡公民館の所掌事務について、支援を行うものとする。」を追加するものです。

第4条の第4号、(仮称)藤沢教師塾を「ふじさわティチャーズカレッジ「学びあい」」に改めたものです。

文化推進課の第3号で、「財団法人藤沢市芸術文化振興財団」を「財団法人藤沢市みらい創造財団芸術文化事業部」に改めたものです。同じく「財団法人藤沢市スポーツ振興財団」を「財団法人藤沢市みらい創造財団スポーツ事業部」に改めたものです。

第6条第3号で「公民館施設の目的外使用許可」を追加。第6号で「学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理(消耗品の管理、維持補修並びに樹木及び急斜面地の管理に限る。)に関する事。」(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)を。学校施設課で取り扱っていた一部をセンター、公民館に移管内容を新たに記載したものです。

第7号「学校・家庭・地域連携推進事業に関する事。」(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)、これについても生涯学習課で行っていた部分を移譲するものです。

第9号の「地域まちづくり基金に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)」は、新たに基金制度ができたことによるものです。

第12号から第48号までは、本庁で行っていた事務を市民センター、公民館に事務を移譲した関係で、全市的な部分の22年度取扱事業名について、新たな記載したものです。

第49号は、「交際及び儀礼に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)」は、新たに規定したものです。

附則 この規則は、平成22年4月1日から施行するということです。

17ページの事務決裁表ですが、(仮称)藤沢教師塾をふじさわティチャーズカレッジ「学びあい」の運営管理の決裁の名称を改めたものです。

22ページ、「社会教育の公民館の整備及び管理運営の総括並びに調整」の総括の部分新たに記載して、「総括並びに調整」と改めたものです。

24ページに移りまして、公民館の運営管理の公民館運営審議会の庶務等について、「課等の長」を「公民館長」に改めたものです。また、新たに公民館施設の目的外使用許可、9,000万円未満までの不動産の賃借(支出命令を除く。)と。

25ページ、芸術文化振興財団を「みらい創造財団芸術文化事業部」に改めたものです。

27ページ、スポーツ振興財団を「みらい創造財団スポーツ事業部」に改めたものです。以上、大きな部分を22年、23年、24年度で地域移譲

を行っていきますが、22年度に移譲する事務については規程の整備を行った部分と、3法人を統合したことによる関係部署のところの文言整理を行ったものです。以上です。

澁谷委員長 事務局の説明が終わりました。議案第34号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

藤崎委員 (3)「公民館施設の目的外使用許可」について、こういった事例が目的外使用になりますか。

青柳生涯学習部長 公民館に係る施設あるいは学校に係る施設は行政財産という形で、一定の目的を持った形での財産の使用ということが規定されております。学校の場合には、当然教育に係るものと、公民館に係るものは公民館に係る事業、公民館に係る専用の施設という考え方があります。それ以外に使う場合に目的外になるのですが、典型的な例は、自動販売機を置いたりしますが、本来的に公民館には必要ないけれども、市民の方たちの利便性を考えたりすると、置いてあった方が利便性が高まるということで、民間の業者にそのエリアをお貸しするのですが、その部分のお貸しする形を目的外使用という形で対応しています。今までは部長決裁で、事務決裁規程は基本的には市長部局にあるのですが、教育委員会の場合にはその市長部局の事務決裁規程を準用するという考え方でできておりますけれども、今回、地域に権限と予算を移譲するという考え方の中で、この目的外使用に係る部分についても公民館長の決裁権限に落とし、事務分掌上に入れさせていただいて、別表の事務決裁規程の公民館長の決裁規程に目的外使用の決裁権を公民館長とすると規定しております。

澁谷委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

澁谷委員長 それでは、議案第34号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

澁谷委員長 次に、議案第35号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

茂木教育総務部参事 議案第35号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。(議案書参照)

提案理由、この規則を提出したのは、地方分権を推進するための事務事業の移譲に伴い、藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正を行う必要によるものです。

規則の内容については、新旧対照表の第4条(事務局における職)第1

項、下線の「生涯学習課に地域支援担当主幹を置く。」と加えたものです。本庁から市民センター、公民館に移譲したことで、地域と本庁とのやりとりの中で地域支援担当主幹をそれぞれの部門に置いている関係上、生涯学習課に規定を設けたものです。

別表第2の指導主事ですけれども、教育指導課長と教育文化センター長に、学校教育相談センター長を追加したものです。この規則については、平成22年4月1日から施行するものです。以上です。

澁谷委員長 事務局の説明が終わりました。議案第35号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、議案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

澁谷委員長 それでは、議案第35号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

XX

澁谷委員長 次に、議案第36号藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

茂木教育総務部参事 議案第36号藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について、説明いたします。(議案書参照)

提案理由、この規程を提出したのは、地方分権を推進するための事務事業の移譲に伴い、藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正を行う必要によるものです。

新旧対照表の第5条「委員会は、次に掲げる事務を藤沢市市民自治部市民センターの職員に補助執行させるものとする。」

(1) 藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)第1条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務。(2) 「学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理(消耗品の管理、維持補修並びに樹木及び急斜面地の管理に限る。)に関すること。(3) 学校・家庭・地域連携推進事業に関すること。

第2項として「前項の規定による事務は、藤沢市市民自治部市民センター長の決裁権限とする。」を新たに規定したものです。

この規則は、平成22年4月1日より施行するものです。以上です。

澁谷委員長 事務局の説明が終わりました。議案第36号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

澁谷委員長 それでは、議案第36号藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等

に関する規程の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

澁谷委員長 次に、議案第37号藤沢市立学校施設使用規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

茂木教育総務部参事 議案第37号藤沢市立学校施設使用規則の一部改正について、ご説明いたします。(議案書参照)

提案理由、この規則を提出したのは、藤沢市立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、規程を整備する必要によるものです。

37 ページの新旧対照表の第1条中、現行の第22条を改正案では第25条に変更するものです。

この規則は、平成22年4月1日から施行するものです。以上です。

澁谷委員長 事務局の説明が終わりました。議案第37号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

澁谷委員長 それでは、議案第37号藤沢市立学校施設使用規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

澁谷委員長 次に、議案第38号藤沢市奨学生選考委員会規則の廃止についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

吉田教育総務部参事 議案第38号藤沢市奨学生選考委員会規則の廃止について、ご説明いたします。(議案書参照)

国は1月22日の閣議で、平成22年度から公立高校授業料無償化、私立高校授業料助成制度の実施を決定いたしました。このことから教育委員会2月定例会において審議した結果、国の制度と本市奨学金の目的が重複することから、藤沢市奨学金規則が廃止されました。また、2月市議会定例会においても、藤沢市奨学生選考委員会に係る条例の改正等が議決されました。このことを受け、藤沢市奨学生選考委員会の組織及び運営について必要な事項を定めた規則の廃止について審議をお願いするものです。以上です。

澁谷委員長 事務局の説明が終わりました。議案第38号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

澁谷委員長 それでは、議案第38号藤沢市奨学生選考委員会規則の廃止については、原案のとおり決定いたします。

×××

澁谷委員長 次に、議案第39号藤沢市図書館に関する規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。

古谷総合市民図書館長 議案第39号藤沢市図書館に関する規則の一部改正について、ご説明申し上げます。(議案書参照)

この規則を提出したのは、宅配サービス利用における貸出期間を定め、あわせて規程の整備を行う必要によるもので、施行期日は、平成22年4月1日を予定しております。

具体的な内容については、新旧対照表でご説明いたします。まず現行の貸出期間が図書・雑誌資料以下15日間から8日間、4日間と規定しておりますが、これは当日を含めての規定になっておりますけれども、監査がありまして、夜中の12時に貸し出した場合には当日を1日として数えるけれども、それ以外の時間帯で貸し出した場合には当日は1日としてカウントしないということについては、変えてほしいというご要望がありましたので、それぞれ1日ずつ減らして14日間、7日間、3日と改正したものです。なお、宅配サービスについては、図書館に来られないお年寄り、また障がい者に対してボランティアによって宅配サービスを実施していますが、貸出期間については通常の方より期間がかかるであろうということで、倍の1ヵ月にしているのですが、これについては従来規則に規定がありませんでしたので、これを加えたものです。

申し込みの開始日ですが、視聴覚機材について、申込期日が「利用日前3ヵ月の利用日から起算して3月前の起算日に相当する日」と、理解し難い表現になっておりましたので、これを「利用日当日から3月前」と表現をわかりやすく変えました。それに伴い、教材用ビデオテープについても、当日ではなくて、学校であらかじめ押さえておきたいということもありましたので、教材用ビデオテープについても3月前から申込みをすることができると定めたものです。以上です。

澁谷委員長 事務局の説明が終わりました。議案第39号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

澁谷委員長 それでは、議案第39号藤沢市図書館に関する規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

澁谷委員長 次に、議案第40号教育財産の用途廃止についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。



酒井教育総務部参事 議案第40号教育財産の用途廃止についてご説明いたします。(議案書参照) 提案理由としては、この議案を提出したのは、学校施設の整備を図るため、老朽化した教育財産の用途を廃止する必要によるものです。本町小学校もプレハブが完成しつつありまして、これから解体に入るという内容です。

1 教育財産の内容として、所在地、名称、建物については施設名称、構造、面積、図面番号で、図面番号は配置図の番号です。

2 教育財産の評価額は5億1,912万8,000円。3 用途廃止する理由は、改築による解体のため。4 用途廃止する期日は、教育長の定める日。以上です。

澁谷委員長 事務局の説明が終わりました。議案第40号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

澁谷委員長 それでは、議案第40号教育財産の用途廃止については、原案のとおり決定いたします。

XX

澁谷委員長 次に、議案第41号公立図書館資料の広域利用実施協定の締結についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

古谷総合市民図書館長 議案第41号公立図書館資料の広域利用実施協定の締結について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出したのは、藤沢市、綾瀬市及び大和市が設置する公立図書館に所蔵している図書館資料を、藤沢市と綾瀬市、藤沢市と大和市の市民に相互に貸し出す広域利用を実施することに伴い、手続等に係る協定を締結する必要によるものです。

協定の相手方については、綾瀬市教育委員会教育長守矢育夫、大和市教育委員会教育長滝澤 正。協定の締結日は平成22年4月1日。広域利用の開始時期は、平成22年7月1日とするものです。

具体的な内容ですが、これまでの経緯については、1996年2月1日に藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で、また、1998年5月19日に藤沢市と鎌倉市との間でそれぞれ協定を締結し、現在、相互利用を継続実施しているところです。そして広域行政の推進強化という市の方針にのっとりまして、本年度新たに大和市及び綾瀬市との間で協議を進め、合意に達したことから両市と相互利用協定を締結するものです。協定の締結日は、2010年4月1日、その後、コンピュータシステムの修正や市民への周知PRなどを行い、7月1日から利用を開始するものです。

相互利用の対象施設は、藤沢市は総合市民図書館ほか 3 市民図書館、1 市民図書室、大和市は市立図書館ほか 4 図書室、綾瀬市は市立図書館ほか 3 図書室となっております。11 市民図書室については、オンライン化されていないことから基本的には対象から外しておりますが、大和市及び綾瀬市の南部地域在住の市民は、生活圏が長後駅周辺となっており、両市から長後市民図書室をぜひ対象に入れてほしいとの強い要望が出され、今回、特例として入れたものです。なお、カッコ内の蔵書数は 2009 年 4 月 1 日現在の数字ですが、大和市の渋谷学習センター図書室は、高座渋谷駅前に新設された再開発ビルに、去る 3 月 1 日オープンしたということで、利用開始当初の予定蔵書数となっております。

次に、相互利用の内容についてですが、利用しようとする市民は、協定締結先の市のいずれかの施設において登録、貸出、返却を行うものです。その際の諸手続はそれぞれの市の規則等で定める方式によって行うものです。

次に、返却遅延に対する督促については、貸出をした市の図書館長が行うものですが、利用者の所在が不明の場合は、居住市の図書館長にその調査を依頼することができるものです。また、貸出の予約については、貸出を行う市の図書館が現に所蔵している資料に限るものとし、リクエストや他市等の図書館への貸出依頼などは、居住地の図書館で行ってもらうものです。そしてこの相互利用の実施により生じる費用は、それぞれ貸出を行う図書館を設置する市が負担をするものです。以上が新たな協定の内容で、蔵書数等からすると、大和市及び綾瀬市の市民が藤沢市の施設を利用する数の方が多いことが想定されますが、3 月にオープンいたしました大和市の渋谷学習センター図書室は、面積も 600 平米と広く、蔵書数も 5 万冊を目指しており、特に児童書に力を入れていること、また、入居しているビルは高座渋谷駅前で交通の便もよく、7 階建ての複合ビルで飲食店、生鮮食料品店、美容室、歯医者、入浴施設などが入っており、北部の市民がかなり利用できるのではないかと。また、綾瀬市図書館についても、開通した藤沢厚木線の沿道にあり、車での便が非常によく、やはり北部方面の市民が利用しやすいのではないかと。現に、藤沢市民から、藤沢との協定を早く結んで利用できるようにしてほしいとの要望が綾瀬市に寄せられているという話もありました。これらのことから、今回の相互利用の拡大は、藤沢市民にとってもメリットが大きいものと考えております。以上です。

澁谷委員長

事務局の説明が終わりました。議案第 41 号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

鈴木委員

返却されない場合の督促方法として、「利用者が居住する市の図書館長

にその調査を依頼することができるものとする」ということは、その人が住んでいる一番近い図書館の図書館長という意味ですか。具体的にどんな形で督促するんですか。

内藤総合市民図書館主幹　例えば綾瀬市民の方が長後図書室を利用して延滞した場合は、長後市民図書室を所管する総合市民図書館長が督促を行います。

鈴木委員　督促をして不明であるときはどうするのでしょうか。

内藤総合市民図書館主幹　電話、はがきで督促をして、はがきがあて先不明で返戻されてきて、その方がどこに転居したかという場合、例えば綾瀬市の住民の方が藤沢の図書館を利用して督促状が行って、あて先不明で返ってきた場合は、綾瀬市の図書館長が、どこに転居したかということについて協力をして、転居先の督促が可能になるという規定です。

鈴木委員　今の説明は綾瀬市立図書館長がやるという意味ですか。逆の場合、藤沢の総合市民図書館長がやるということですか。

内藤総合市民図書館主幹　そのとおりです。

鈴木委員　広域利用はいいことだが、紛失等いろいろあると思うので、それぞれセキュリティが違うし、将来は統一したものを考えられたらと思うが、いかがでしょうか。

内藤総合市民図書館主幹　紛失については、各館BDS（盗難防止装置）が入っていたり、入っていなかったりとまちまちですが、資料管理についてはきちんと行いたいと思っております。

鈴木委員　広域相互利用は近いから利用するというのも1つの理由かと思うのですが、藤沢市、大和市、綾瀬市の図書館がそれぞれ特徴があるようにしていけば、アクセスとしては車で行けば幾らでも行けるわけですから、特色があるようにしてもらえると、3市の市民はもっといいと思うので、その辺の検討をされる予定はあるのでしょうか。

内藤総合市民図書館主幹　公立図書館の場合、地域に密着したそれぞれの特性を持つことは必要だと思います。平成18年度にリニューアルした寒川町の総合図書館は、寒川の文書館と一体になっておりまして、寒川町の行政資料、歴史資料が図書館に行きますと閲覧、貸出等ができるとなっております。各館にそういう特色を持たして相互利用を進めていくというのが、今後の1つの方向であると考えております。

藤崎委員　現在、紛失した場合に、借りた方が届出を出すような書式はあるのでしょうか。それから戻ってこない本の数は年間どのくらいありますか。

内藤総合市民図書館主幹　紛失した場合の手続は、紛失届という届出を書いていただいて、原則的にその資料と同じものを買うなりして弁償していただくという規定になっております。それから本来、棚にあるものがなくなった場合、

紛失か盗難かわかりませんが、所在不明という形であれば、これは盗難防止装置が入る前の数字ですが、4館で年間9,000冊程度となります。

藤崎委員 新刊なら買いやすいでしょうが、古い貴重な本で絶版になっていたりして手に入りにくい場合はどうされているのですか。

内藤総合市民図書館主幹 市販されているものでしたら買っていただくのですが、あいにく品切れ、絶版等で入手不可能な場合は、紛失された金額の中で、購入可能なもので図書館蔵書として必要なものを指名して「買ってください」とお願いしております。

藤崎委員 借りる側のモラルの問題があつて、ご苦勞も多いと思いますが、本の管理をよろしくをお願いします。

小澤委員 今まで茅ヶ崎、寒川、鎌倉と相互利用していることを知らない市民もいらっしゃるので、ぜひ市民の方々への周知に力を入れていただきたいと思っています。

鈴木委員 長後市民図書室はオンライン化されていないということですが、大和市、綾瀬市の図書室はオンライン化されているのですか。

内藤総合市民図書館主幹 綾瀬市、大和市の図書室、中央館はオンライン化されていますが、藤沢市の図書室はオンライン化されておられません。

鈴木委員 ぜひオンライン化してほしいと思います。

澁谷委員長 今後、広域利用については市内のいろいろな施設で行われていきますが、図書館は随分前から行われている先駆的な施設です。特に辻堂市民図書館は茅ヶ崎市民も多数利用されているとのことですが、藤沢市民の広域利用に対する意見あるいは反応はどのようなものがあつたか、教えていただきたいと思っています。

内藤総合市民図書館主幹 藤沢市民からの広域利用の声ですが、寒川町が新しい図書館をつくる前は、年間100冊ぐらいの利用しかなかったのですが、今は1万件を超えておまして、市境に住む市民の方は非常に便利になったことと、寒川はリクエストしても住民が少ないので、すぐに本が回ってきて利用しやすいというようなことを言われたことがあります。そういう形でいろいろな図書館を比較検討するので、もっとリクエストを早くしてほしいとか、鎌倉の方では藤沢は視聴覚資料があるので、もっとやってくださいとか、お互いの図書館サービスが良い方向になっていくような形で意見が出てまいります。

澁谷委員長 他市の市民の利用が多すぎて、藤沢市民が借りにくいという声はありませんか。

内藤総合市民図書館主幹 実際には、辻堂市民図書館では利用の4割近くが茅ヶ崎市民ですので、藤沢市民にリクエスト本が届くのが遅いとか、若干の苦情は受

けております。

澁谷委員長           それに対してはどのように対応されているのですか。

内藤総合市民図書館主幹    そういうことは他市でもあると思いますので、市境に住む方のサービスということで、基本的に公立図書館はどなたにも本を読んでもらいたいということでやっております。神奈川県内で広域利用をやっていないところは横浜市と川崎市で、あとはすべて近隣の図書館と提携しております。

澁谷委員長           広域利用で得られる利便性をさらにPRしていただきたいと思います。ほかにありませんか。

                          ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

                          （「異議なし」の声あり）

澁谷委員長           それでは、議案第41号公立図書館資料の広域利用実施協定の締結については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

澁谷委員長           その他に入ります。

                          （1）スポーツ施設・美術館等公共施設の相互利用の拡充について、事務局の説明を求めます。

熊谷生涯学習部参事       （議案書参照）

                          1. 体育館等体育施設の相互利用の拡大ですが、スポーツ課と公園みどり課が所管しております公園施設の中のスポーツ施設も含んでおります。事業概要としては、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町、藤沢市と3市1町により相互利用について検討を進めております。進捗状況としては、鎌倉市においては、個人利用に関する条件が藤沢、茅ヶ崎、寒川と若干異なっておりまして、統一性が取れないことから、今回は鎌倉市を除いて、プールについては従来と同じく継続しておりますけれども、これから新たに加えていきます体育館、トレーニングルーム等の個人利用に関しては、鎌倉市を除いて茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の2市1町による相互利用を開始するというものです。

                          新たに開始する施設は記載のとおり、体育館、運動公園、プールとなっております。特に施設の中では体育室、武道室、トレーニングルームの有料の個人利用に限って、今回利用拡大をしていくわけでありまして、団体利用への拡大については今回は見送っているものです。利用の方法は、各市町においてそれぞれ施設の利用規則等を定めておりますので、それぞれの市町の利用規則に従って利用していただくことを基本にしております。利用開始日は本年4月1日より、広報周知は記載のとおり、既に周知をしております。

なお、この相互利用に関しては、予算措置等伴っておりませんので、図書館と類似の協定等による相互利用ではなくて、確認事項をお互いの市町で共通確認をする中で、利用を拡大していくというものです。

続いて、美術館の広域利用の推進については、図書館、スポーツ施設に続きまして、新たな取り組みとして調整をしていたもので、このたび2市1町による合同美術展を開催する企画が整い、開始に踏み切ったものです。

事業概要としては、茅ヶ崎市、寒川町との広域連携を行う中で、茅ヶ崎市美術館の広域相互利用として「藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町収蔵作品展」を開催して、2市1町の文化振興を図る事業を進めていくものです。進捗状況としては、①展示会名称②展示会場③展示期間④内覧会⑤広報周知予定について記載のとおりですが、広報周知につきましては、展示会の開催期間が4月29日から6月13日と決まっております、これにあわせて茅ヶ崎市と寒川町では4月1日号、藤沢市では4月10日号で広報周知を行う予定です。

なお、この事業は、湘南広域都市行政協議会設立の記者発表を3月30日に行う予定でありまして、これにあわせて美術館の広域利用についても報道機関へ情報提供していくことになっております。なお、この美術展の関係については、パンフレットを作成しておりまして、「藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町収蔵作品展」というチラシをつくって周知をしていく。収蔵出品作品として藤沢市からは高橋コレクションを主体に提供していくことを考えております。参考資料については後ほどご覧いただければと思います。以上です。

澁谷委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

鈴木委員 トレーニングルームの使用について、藤沢市は今でも藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町在住者はオーケーですか。

熊谷生涯学習部参事 トレーニングルームの利用については、登録制を施行しております。基本的には藤沢市内在住、在勤、在学という形で登録していただいている方が利用できるようになっております。なお、講座を開いておりますので、この講座を受講した方が登録できる形になっております。茅ヶ崎市、寒川町の方で藤沢市内に通学、通勤していない方については、従来は対象外にしておりました。

鈴木委員 (2) トレーニングルーム<共通事項：登録制>に書いてあることは、これからの条件ということですか。

熊谷生涯学習部参事 はい。

鈴木委員 茅ヶ崎市は、中学生は不可で、藤沢と寒川はオーケーということですが、

茅ヶ崎の中学生が藤沢を利用する場合はオーケーということですか。

熊谷生涯学習部参事 基本的な考え方としては、原則としてそれぞれのところで定めております条例・規則に従って使っていただくことを考えておりますので、茅ヶ崎市のトレーニングルームの中にある機材と寒川町、藤沢市のトレーニングルームの中にある機材の違い、あるいはトレーナーの常駐の違い、体制の違いがありますので、藤沢市、寒川町については、トレーナーが常駐している、またパワートレーニングよりもエアロビクス系のトレーニング機器を備えているところもありますので、中学生は一応認めておりますので、その条例・規則の中で茅ヶ崎の場合についても対応していくというふうに考えております。

鈴木委員 ホームページがそれぞれあるが、その中では当然、リンクして探せる形にする予定ですか。

熊谷生涯学習部参事 これからの作業になってくるかと思いますが、今、指定管理者に委ねておりますが、指定管理者がホームページにそういう内容のものについては記載をしていくこととなります。

鈴木委員 そのときに、自分がどこどこに住んでいる中学生で、何が利用できるかとか、2市1町の市民に使いやすくできるように、広報周知、実際のところはホームページを見ていくことが多いと思うので、ぜひその辺を充実していただきたいと思います。

熊谷生涯学習部参事 広報周知等できるだけ細かく情報提供していきまして、基本的に中学生が個人で利用しに来るのは余りなくて、今までの利用形態を見てみますと、クラブ活動の一環として先生と一緒に利用しに来るケースが多いようですけれども、個人利用というのも当然出てきますので、その辺は十分に配慮していけるような形の周知方法を考えていきたいと思っております。

宮澤生涯学習部参事 補足をさせていただきます。利用者の考え方が茅ヶ崎市の場合は、在住、在勤者まで含めて「市民」というとらえ方をしています。ですから、表示の仕方が茅ヶ崎市の場合は「茅ヶ崎、寒川、藤沢市在住、在勤、在学者」という表現を使っております。寒川の場合は、一切そういう条件がありませんで、大和でも海老名でもかまわないという考え方を持っております。藤沢市の場合には、逆に「茅ヶ崎、寒川の在住者と藤沢市に限っては在住、在勤、在学者が入っている」という表現の仕方で、これは各市町村の条例・規則等の定め方が違っているという中で、共有できる方を利用してお互いに使える形はここまです。リンクできるかという点については、今は個人利用ですが、今後は団体利用まで含めて広げていきたいということで、来年度に検討することもありますので、それが全部できた段階でリンクの方も検討したいと考えております。

小澤委員 けがをした場合の保障はどうか。

熊谷生涯学習部参事 けがをした場合に指導上の瑕疵があった場合、あるいは施設の器具・機材に瑕疵があった場合といろいろなケースがあるかと思いますが、基本的に本人の過失による事故、けがの場合は、本人持ちになります。ただし、障害保険等に入っているところであれば、そういったものが適用されると思いますけれども、例えばそこで教室なり講習会をやっているときにけがをされた場合については、その事業を指導していた、あるいは主催をしたところの管理責任が問われますので、その場合には事業保険、行事保険等に入っているところは、そういう内容で対応する。施設の器具、機材に瑕疵があった場合は、施設賠償の責任保険に入っていますので、そういうところで対応していただくことになっております。

澁谷委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

澁谷委員長 (2)に入ります前に、先ほどの図書館についてお答えいただけるということですので、お願いします。

古谷総合市民図書館長 正確な数字は手元にございませんが、本年度半期の集計で 1 万 5,000 件ぐらい督促をいたしまして、その時点で 2,000 件ぐらいが未返却という状況で、その後も引き続き督促をしているという状況です。

澁谷委員長 (2)八ヶ岳野外体験教室の広域利用について、事務局の説明を求めます。

吉田教育総務部参事 八ヶ岳野外体験教室の広域利用につきましては、湘南広域都市行政協議会において寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市の広域利用が可能な施設として、藤沢市以外にはない施設としての八ヶ岳野外体験教室の広域利用について協議をしているところです。茅ヶ崎市民、寒川町民の皆様にも利用の機会を提供するということを検討しております。湘南広域都市行政協議会事務局研究会と施設管理者である藤沢市教育委員会が協働して、市民、町民の交流の機会をつくり出し、施設の稼働率の向上も図れるような方策を考えており、平成 22 年度につきましては、指定管理者主催のバスハイクの参加対象者を試行的に茅ヶ崎市民、寒川町民にまで拡大し、実施していくことを計画しているものです。あくまでもこれは試行的に実施ということですので、よろしく願いいたします。

澁谷委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

施設稼働率の向上にもつなげるためとのことですので、今の利用状況について、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。



笹原教育指導課指導主事 20年度の客室稼働率の本館については、最も多い月の8月が92.5%、ほぼ満室状態です。昨年度は雪不足のためもありまして、3月が一番本館の稼働率が低く36.9%となっております。宿泊棟については、最も多い月はやはり8月で62.4%、少ない月が3月で9.5%となっております。

吉田教育総務部参事 ただいまは部分的な月の説明でしたが、年間を通して本館は75.2%、宿泊棟が41.8%、自然が一番体験ができるテントが23.1%となっております。

澁谷委員長 八ヶ岳の施設は児童生徒のための教育施設ではありますが、学校利用以外に一般の利用はどの程度ですか。

笹原教育指導課指導主事 21年度は21団体、合計991名の青少年団体の利用がございます。一般の利用については、20年度の集計では4,800名ほどで、一般団体は年間を通して452名です。

吉田教育総務部参事 先ほど申し上げたのは客室稼働率ですので、学校利用は別というふうにお考えいただけたらと思います。

澁谷委員長 「稼働率の向上にもつなげるため」とあるので、現在は稼働率が低く、これから利用者を増やしていく必要があると理解して質問したのですが、稼働率に関してはどのように考えているのか、お聞かせください。

吉田教育総務部参事 稼働率についての一番の目的は、学校利用、子どもたちがいかに八ヶ岳で自然体験ができて、さまざまな体験活動をすることによって情操豊かなものにしていくかが一番と考えています。指定管理者になりましたので、当然、稼働率が上がることによって東急コミュニティに、より利益が行くことも好ましいことと思っておりますが、やはり子どもたちの利用が一番と考えております。

鈴木委員 前に話があったお湯が使えない施設はどのくらいありますか。

笹原教育指導課指導主事 本館はもちろん年間を通して利用できるのですが、宿泊棟は全部で8棟ありますが、その中で冬場宿泊できる施設が2棟となっております。

鈴木委員 稼働率が冬場は当然落ちるととらえていいのですか。

笹原教育指導課指導主事 数的にはそうなりますが、主にスキー等の利用で一般の方も利用される程度になっているのが現状です。

鈴木委員 今後の展開という中には法定協議会等で、例えば2市1町で持って、お湯が全部出るようにするというような考えも考えていただきたいです。そうすれば稼働率も上がるし、冬の素晴らしい八ヶ岳が見られます。藤沢市の児童生徒は八ヶ岳野外体験教室に2回行っていますが、3回行ってもいいわけだし、冬のお湯が出る等いろいろな工夫をしていただければと思います。

ます。

小澤委員 子どもたちの教育が一番の目的だとおっしゃっていたけれども、もう1つは広域利用のための今後の目的ということもあると思うので、子どもたちへの目的が一番にしても広域利用に対しての目的を達成するために、東急コミュニティといろいろ協議していただいて、達成していただけるように意見交換をしていただきたいと思います。

吉田教育総務部参事 鈴木委員、小澤委員のご意見は、これからの2市1町の広域利用について、八ヶ岳体験教室がどのような形で活用されていくのが望ましいかということも含まれておるかと思しますので、ぜひ担当部署の市長部局と、東急コミュニティを含めた体験教室の活用の仕方を考えていきたいと思います。

藤崎委員 八ヶ岳に限らず、だんだん指定管理者が増えていっていると思えます。このような事業は指定管理者に移っても行政が積極的にPRをしていく必要があると思えます。いい講演などをしてPR不足で人が集まらないなど残念なことがありますので、ぜひそういったPRや連携をこれからも大切にしていきたいと思えます。

澁谷委員長 教育施設ということを大前提に、児童生徒が安心して利用できるというところはもちろん守っていかなければいけないのですけれども、これからは、2市1町ということも含めて、まずは市内の方の利用方法など、稼働率の向上に向けて積極的に考えていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

特になければ、了承することといたします。

XX

澁谷委員長 次に、(3)次世代育成支援特定事業主行動計画 後期行動計画「すこやか子育て支援プラン～職員みんなで支える育児～」(案)について、事務局の説明を求めます。

吉田学務保健課長 次世代育成支援特定事業主行動計画後期行動計画について、ご説明いたします。(議案書参照)

この計画名称は「すこやか子育て支援プラン～職員みんなで支える育児～」ということです。次世代育成支援対策推進法は、2005年度から2014年度までの10年間の時限立法です。この法律では我が国の急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的としております。国や地方公共団体を特定事業主として定めて、職員の子どもの健やかな育成を支援するための行動計画を策定するように定めております。藤沢市では各部門から選出された職員によるワーキンググループを設置し、行動計画の策定

や見直しを行ってまいりました。教育委員会として、藤沢市が策定した行動計画を基本に、市の行動計画とは若干言葉や内容を変えまして、県費負担教職員を対象とした計画を策定することといたしまして、2005年度から2009年度までの前期5年間における行動計画を2005年3月の教育委員会定例会におきまして、ご了承をいただきました。さらに2009年2月の定例会におきまして、前期計画の修正を了承していただきました。このたび市が後期行動計画を策定したことにあわせまして、2010年度から2014年度までの5年間の後期行動計画を策定いたしましたので、ご説明をさせていただきます。

74 ページ上段の囲みにありますように、罫線や文字等で強調し、所属長の意識を高めるための視覚的工夫を行いました。同時に、男性職員の育児参加に向けての意識向上を図るため記載の仕方を改めたものです。

次に、所属長の責務として、職員の子育てにかかわる環境の把握に努めるとともに、職員が積極的に育児に参加しやすい職場の環境づくりに努めることを強調いたしました。また、本年7月に一部改正される予定の育児休業等に関する県条例の解説を記載するなど、職員の育児参加と仕事が両立できるような情報提供と環境整備の推進を図ったものです。さらに、諸休暇の取得促進を図るよう内容を説明いたしました。さらに、年次休暇の取得については、76 ページの下段にありますように、具体例を挙げて記載し、所属長や職員に意識づけを図るよういたしました。

また、月1.5日以上、年間15日以上という目標を掲げまして、取得率の向上を促しているものであります。

最後に、市の行動計画と教育委員会の行動計画の違いの部分ですが、市は庁内託児所設置に向けた検討を行っております。しかし、そこが市役所職場と学校職場の実態の違いがありましたので、その部分については削除しております。以上です。

澁谷委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

藤崎委員 文京区長の育児休暇で話題になりましたが、藤沢市では実際に男性職員でどの程度育児休暇を取っているかという統計はありますか。

吉田学務保健課長 県費負担教職員の男性で育児休業を取ったというのは、私の知る限り1名です。

青柳生涯学習部長 市の方で男性が育児休業を取ったのは、21年度については1名、この1月ぐらいからもう1名取ると聞いております。

藤崎委員 仕事をして家族を養うことが大切なので、男性職員の育児休暇が世の中で進んでいないのが現状だと思います。ただ、率先して藤沢市の職員が取

っていただけると、藤沢市の中で理解が進むかと思えます。

それから 76 ページに学校の行事等における年次休暇の取得促進を図るとか、職員やその家族の記念日における年次休暇の取得促進などが書かれています。妊娠出産期にお母さんの情緒が安定していることは、その後の子どもの成長にとっても大切です。そこには男性職員の協力が欠かせないと思えます。どうしても子育てというと、幼児期を念頭に置いてしまうかもしれませんが、思春期の難しい時期に父親が子どもと向き合う時間を持つのも大切なことだと思いますので、ぜひ、難しい問題もあるかと思えますが、藤沢市の職員の中で積極的に進めていただきたいと思えます。

澁谷委員長

部分休業というのはどのようなものですか。市県費を含めて子育てを目的とした部分休業を取る職員は多いのでしょうか。こちらは取りやすい状況にあるのでしょうか。

吉田学務保健課長

部分休業は無給です。主に学校入学までのお子さんを育てている方が取得できるのですが、無給ということでなかなか進んでいないです。3歳までは育児休業を取得できるといったこともありますので、それ以降ですと、保育園に入っているということが多いのではないかと思います。年間2人か3人ぐらいの申請が上がっているという状態です。

ほかにありませんか。

特になければ、了承することといたします。

×××

澁谷委員長

次に、(4) 第1回藤沢音楽祭について、事務局の説明を求めます。

須藤生涯学習部担当部長

第1回藤沢音楽祭の概要についてご説明いたします。(議案書参照)

最初に開催の主旨です。藤沢市には昭和48年から上演され、既に20回を数える「藤沢市民オペラ」に代表されますように、長年積み重ねた湘南藤沢の音楽文化が根づいております。市民の方々の中には演奏家として活躍されている方や、音楽家を目指し専門的に勉強されている方々などがいらっしゃいます。また、その一方では中学や高校のクラブ活動で吹奏楽に親しみ、プロの音楽家の道に進まなくても、アマチュアの吹奏楽団やオーケストラでライフワークとして演奏を続けている方々も決して少なくありません。このような藤沢市民が持つ能力や人材を生かし、プロとアマチュアが協働で1つのステージをつくり上げることにより、素晴らしい音楽と身近にふれ合う機会を提供するとともに、専門的に音楽を志す学生たちが学ぶことができる場を提供するものです。今回の第1回音楽祭の内容といたしましては、ピアノ等の器楽演奏に焦点を当て、プロの演奏家を目指す音大生でもなかなか体験する機会が少ないオーケストラを伴奏にピアノ

コンチェルトを演奏するという企画です。

また、第2部では本市出身・在住の音楽家で、元NHK交響楽団首席クラリネット奏者の磯部周平氏による特別演奏を行います。磯部氏は世界的に活躍している音楽家で、このような音楽家が藤沢に在住していることを多くの市民の方々に知っていただくとともに、これからも藤沢で音楽活動をしていただくことによって児童生徒の目標となり、さらに藤沢の音楽文化を醸成していく一助になればと考えております。

実施日は、平成22年3月28日(日)午後1時30分開場 午後2時開演で、入場料は無料、全席自由席となっております。会場は藤沢市民会館大ホールです。

演奏会内容は、開場前の午後1時から30分間、会館前におきまして湘南ドルフィンズマーチングバンドによる野外演奏を行います。このマーチングバンドは幼児から小学6年生までの82名編成のバンドで、2008年度、2009年度の2大会連続で全国大会に出場し、優秀な成績を修めているマーチングバンドです。演奏曲目はディズニーの曲などを予定しております。

音楽祭の流れですが、はじめに教育長と市長からごあいさつをいただきます。その後、第1部に入りまして、昨年11月にソリストの公募を実施し、16人の応募者の中から選ばれました藤沢在住の現役高校生や音大生6名によるピアノコンチェルト名曲集の演奏を行います。曲目は記載のとおりです。

第1部終了後、30分間の休憩を取らせていただきます。この間にホールロビーにおいて、2009年度吹奏楽コンクール東関東大会出場校であります市立大庭中学校吹奏楽部による演奏を予定しております。

引き続き、午後4時15分ごろになると思いますが、第2部に入りまして、クラリネット奏者磯部周平氏による特別演奏を行います。ウェーバーの歌劇と協奏曲を演奏していただきます。以上が音楽祭の概要です。最後のページに当日のタイムスケジュールを参考に載せております。なお、当日は来賓席等も用意しておりますので、委員の方々にはぜひご来場いただけたらと思っております。以上です。

澁谷委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

入場無料ということですが、このような充実した内容でしたら、低料金で有料にしてもよいのではないかと思います。どういうことで入場無料なのですか。

須藤生涯学習部担当部長 音楽事業等については、基本的には芸術文化振興財団の方で

有料の公演事業等はお願ひしてござりまして、教育委員会主催事業の場合については、今回、第1回ということもござりまして、当初から音楽祭の入場については無料で実施するという主旨で計画してござります。

澁谷委員長 教育委員会主催で有料にするのはネックになるようなものがあるということですか。

須藤生涯学習担当部長 特にネックということではないのですが、なるべく多くの方、特に音楽活動を目指している小学生、中学生あるいは高校生の方々に多くプロの演奏を聞いていただきたいという主旨もござりまして、有料にしなければいけないということでもないで、今回の場合は無料としてござります。

澁谷委員長 来年に第2回も計画をされているのでしょうか。

須藤生涯学習担当部長 これは海老根市長のマニフェストの事業の1つでござりまして、基本的な開催のサイクルは、まず市民オペラがあります。これは市制記念とか市民会館の開館5周年ごとに開催している事業があります。それとオペラを実施する前年、21年度は先日、市民オペラのコンクールもござりましたが、そういったオペラコンクールもござっております。その合間の年にこの音楽祭を開催していきたいということで、必ず藤沢市では何らかの音楽祭が開催されるという位置づけをしております。

藤崎委員 第2回目は例えばヴァイオリンとか、今後いろいろな方向で計画がされているのでしょうか。

須藤生涯学習部担当部長 今回は第1回ということで、ピアノに携わっている人の層が厚いものですから、ピアノに着目して、音楽祭の企画をさせていただきました。ヴァイオリンということですが、できれば、いろいろなパートの音楽を楽しめていけたらいいかと思ひますけれども、次回については、市民の方で編成します実行委員会でいろいろご意見をいただきながら、演奏会企画を決めていきたいと思っております。ヴァイオリンという声もござります。

澁谷委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

澁谷委員長 以上で本日予定してござりました公開による審議する案件はすべて終了いたしました。

次回の定例会の期日を決めたいと思ひます。4月9日（金）午後3時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催ということではいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

澁谷委員長 それでは、次回定例会は4月9日（金）午後3時から、場所は東館2階

教育委員会会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後5時32分 休憩

この会議の経過を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員